

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 21 日

都 道 府 県
各 保 健 所 設 置 市 母子保健主管部（局）御中
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦加算の取扱いについて

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、妊婦加算の取扱いについて、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり事務連絡が発出されました。

つきましては、市区町村の担当部署においては、住民、特に妊婦及びその家族等に対して、妊婦加算の取扱いに関する情報を提供する等適切な対応に留意されるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市町村及び医療機関等の関係機関への周知をお願いいたします。

(別添)

事務連絡
平成30年12月19日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

妊婦加算の取扱いについて

妊婦加算については、平成30年度診療報酬改定において創設されたところですが、本日開催された中央社会保険医療協議会において、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。告示に当たっては改めてお知らせいたしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないよう、ご対応のほどよろしく願いいたします。

記

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章区分番号A000に掲げる初診料の注7（妊婦に対して初診を行った場合に限る。）、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注10及び注11に規定する加算については、平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととする。なお、当該加算の算定については、平成30年12月31日まで、なお従前の例によること。